

茨木市認知症総合支援事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第6号に掲げる事業として、茨木市認知症総合支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、市内に居住する認知症が疑われる人及び認知症の人並びにその家族（以下「認知症の人等」という。）の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に資することを目的とする。

(実施主体)

第2 事業の実施主体は、茨木市とする。ただし、事業の全部又は一部について、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の67に基づき茨木市が適当と認める者に委託することができる。

(実施内容)

第3 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 認知症の人等に対する適切な支援の検討及び提供に関すること。
- (2) 認知症の人等を支援する関係者のネットワークの構築に関すること。
- (3) 認知症の人等を支援する相談支援及び支援体制を構築するための取組に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、認知症の人等に対する支援について必要な事項に関すること。

(事業の構成)

第4 事業の構成は、次のとおりとする。

- (1) 認知症初期集中支援推進事業（地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）別記3の3(1)に規定する認知症初期集中支援推進事業をいう。第5第1項において同じ。）
- (2) 認知症地域支援・ケア向上事業（地域支援事業実施要綱別記3の3(2)に規定する認知症地域支援・ケア向上事業をいう。第6第1項において同じ。）

(認知症初期集中支援チーム)

第5 認知症初期集中支援推進事業において、認知症の人等の初期の支援を包括的かつ集中的に行い、自立生活のサポートを行うため、認知症初期集中支援チームを設置する。

- 2 認知症初期集中支援チーム員は、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）別記3の3(1)に規定する認知症初期集中支援チーム員の要件を満たす専門職2名以上、専門医1名の計3名以上の専門職にて編成する。

(認知症地域支援推進員)

第6 認知症地域支援・ケア向上事業を円滑かつ効率的に実施するため、認知症地域支援推進員を配置する。

- 2 認知症地域支援推進員は、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）別記3の3(2)で規定する認知症地域支援推進員の要件を満たす者を1名以上配置する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年5月25日から実施する